

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年11月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 18件

厚生年金保険関係 18件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000229号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000080号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月5日の標準賞与額を14万8,000円とすることが必要である。

平成28年12月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月5日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成28年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成28年*月*日から平成29年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、14万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000230号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000081号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月5日の標準賞与額を52万円とすることが必要である。

平成28年12月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月5日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成28年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成28年*月*日から平成29年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、52万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000231 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000082 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 23 年 12 月 5 日の標準賞与額を 21 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 5 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 23 年 12 月 5 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成 23 年*月*日から平成 24 年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、21 万 1,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000232号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000083号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額を82万2,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

A社に勤務し、産前産後休業開始日の属する月に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成27年12月4日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成27年*月*日から平成28年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、82万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000233 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000084 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 28 年 12 月 5 日の標準賞与額を 16 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 5 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とされない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 28 年 12 月 5 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 28 年 * 月 * 日から平成 29 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、16 万 4,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000234号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000085号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額を92万9,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

A社に勤務し、産前産後休業開始日の属する月に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成27年12月4日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成27年*月*日から平成28年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、92万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000235号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000086号

第1 結論

請求者のA社における平成28年6月3日の標準賞与額を111万4,000円とすることが必要である。

平成28年6月3日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月3日

A社に勤務し、産前産後休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された貸金台帳により、請求者は、平成28年6月3日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成28年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記貸金台帳において確認できる賞与額から、111万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000236号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000087号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月5日の標準賞与額を90万1,000円とすることが必要である。

平成28年12月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月5日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成28年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成28年*月*日から平成30年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、90万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000237号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000088号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月3日の標準賞与額を85万7,000円とすることが必要である。

平成23年6月3日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月3日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成23年6月3日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、85万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000238号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000089号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月4日の標準賞与額を38万円とすることが必要である。
平成21年12月4日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月4日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成21年12月4日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成21年*月*日から平成22年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、38万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000239 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000090 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 12 月 4 日の標準賞与額を 21 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 21 年 12 月 4 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 4 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とされない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 21 年 12 月 4 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 21 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、21 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000240 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000091 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月5日の標準賞与額を34万円とすることが必要である。
平成28年12月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 5 日

A社に勤務し、産前産後休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成28年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成28年*月*日から平成29年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、34万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000241 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000092 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 25 年 12 月 5 日の標準賞与額を 88 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 25 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 12 月 5 日

A社に勤務し、育児休業開始日の属する月に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 25 年 12 月 5 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 25 年 * 月 * 日から平成 26 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、88 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000242 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000093 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 26 年 12 月 5 日の標準賞与額を 56 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 12 月 5 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 26 年 12 月 5 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成 26 年 * 月 * 日から平成 27 年 * 月 * 日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、56 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000243 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000094 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 23 年 12 月 5 日の標準賞与額を 61 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 5 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とされない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 23 年 12 月 5 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 23 年 * 月 * 日から平成 24 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、61 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000244号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000095号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月5日の標準賞与額を26万4,000円とすることが必要である。

平成26年12月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月5日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成26年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、26万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000245号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000096号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月3日の標準賞与額を59万5,000円、平成28年12月5日の標準賞与額を65万7,000円とすることが必要である。

平成23年6月3日及び平成28年12月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月3日
② 平成28年12月5日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間①及び育児休業開始日の属する月に支給された請求期間②の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された貸金台帳により、請求者は、平成23年6月3日及び平成28年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成28年*月*日から平成30年*月*日までの期間)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記貸金台帳において確認できる賞与額から、請求期間①は59万5,000円、請求期間②は65万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000246 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000097 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 28 年 12 月 5 日の標準賞与額を 17 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 5 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 28 年 12 月 5 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成 28 年 * 月 * 日から平成 29 年 * 月 * 日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、17 万 5,000 円とすることが必要である。